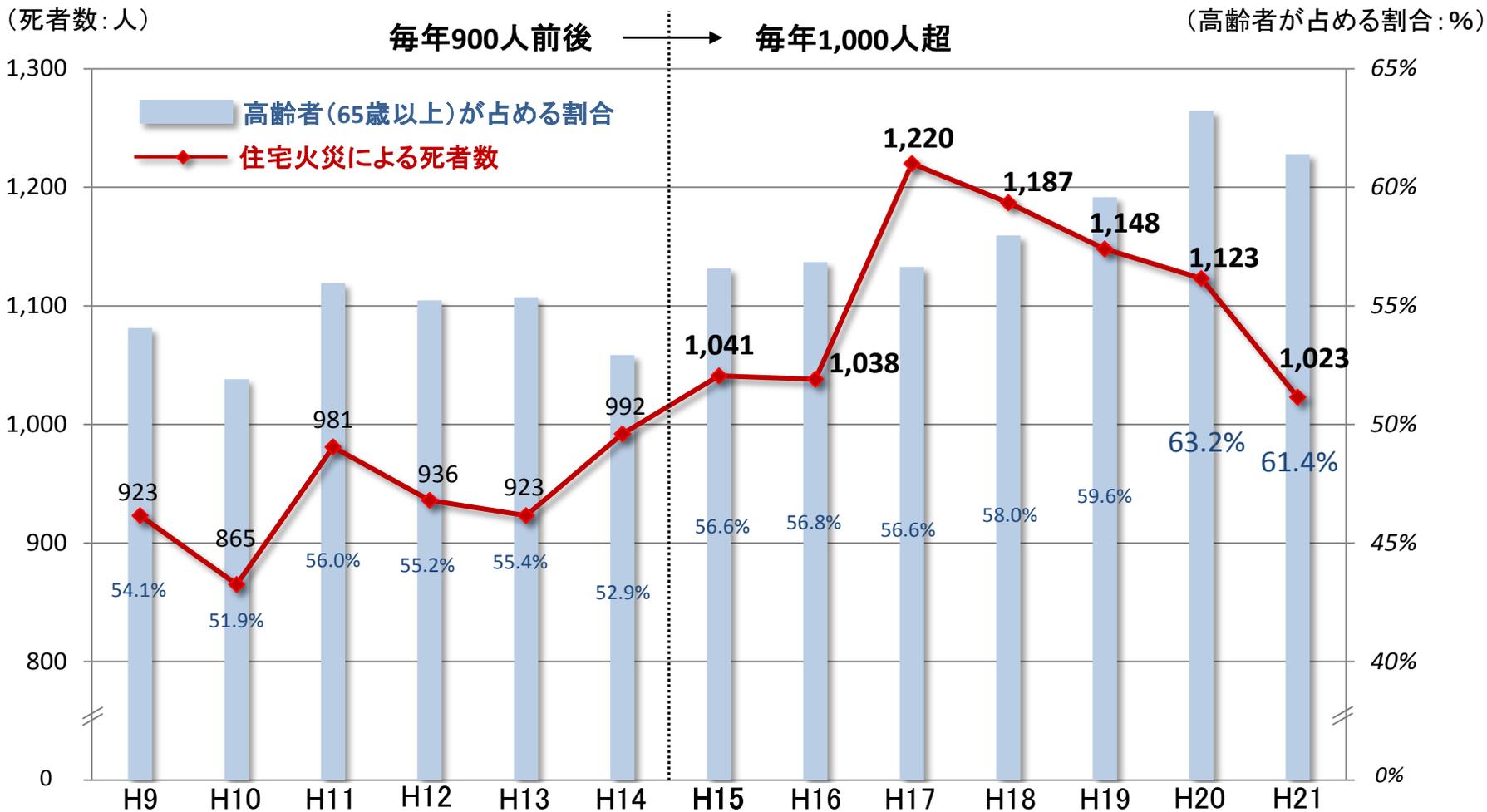


たばこ火災被害を取り巻く状況

平成22年12月2日
総務省消防庁予防課



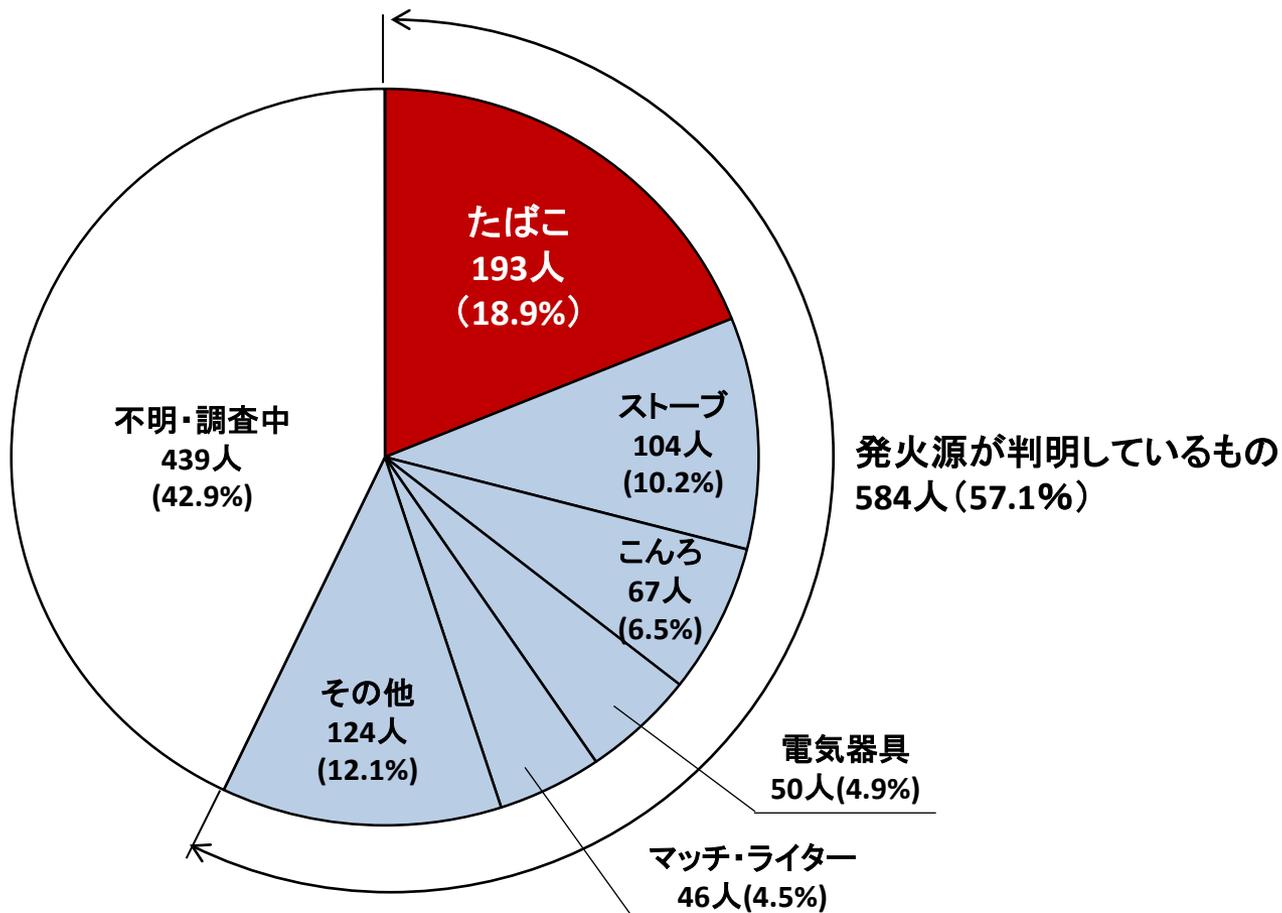
住宅火災による死者数の推移 (平成9年～平成21年)



- ・平成15年以降連続で死者数が1,000人超。→ かつてない高い水準で推移。
- ・死者の約6割が65歳以上の高齢者。→ 高齢化の進展を反映して増加傾向。

住宅火災による発火源別死者数 (平成21年中)

＜発火源別死者数(計1,023人、放火自殺者等を除く)＞

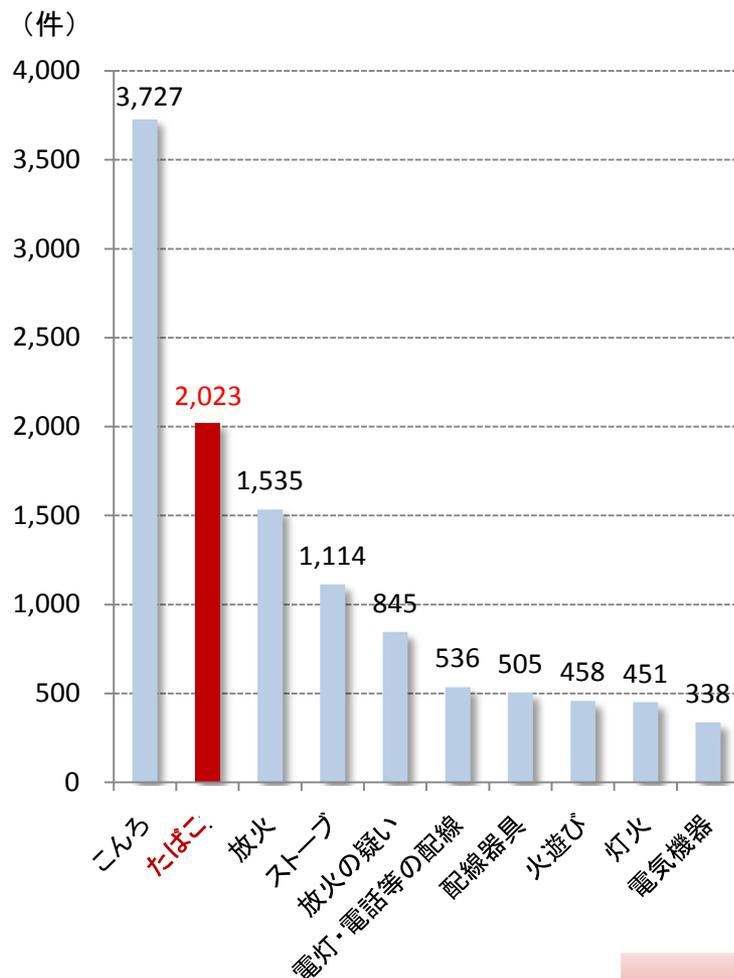


- ・発火源別死者数の1位は「たばこ」であり、全体の2割弱(18.9%)を占める。
- ・「発火源が判明しているもの」に限ると、「たばこ」が1/3 (193人/584人=33.0%)を占める。

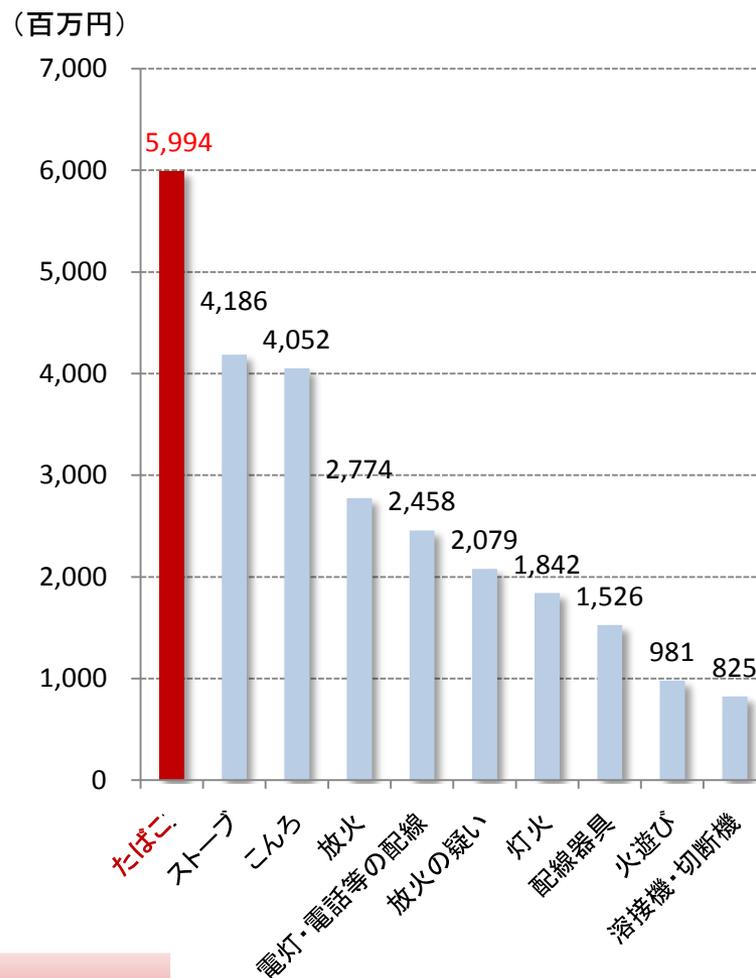
住宅火災における主な出火原因別件数・損害額

(平成21年中)

＜主な出火原因別件数＞



＜主な出火原因別損害額＞



件数では「こんろ」に続き、「たばこ」が2位。一方で、損害額では「たばこ」が1位※。

※「こんろ」は件数は多いものの、初期対応により「ぼや」で済むことも多い。

住宅防火対策に係る各種施策の実施

住宅防火対策の経緯

○昭和61年

⇒住宅火災の死者数が千人を超える。



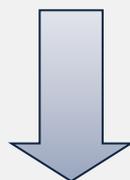
○昭和62年～平成元年

⇒「住宅防火対策検討委員会」での検討。

○平成3年

⇒「住宅防火対策推進に係る基本方針」の策定。

⇒目標：10年後における住宅火災による死者数を半減。



住宅火災による死者数

〔平成3年：832人〕
〔平成13年：923人〕

→高齢化の状況等を踏まえれば、抑制状態にあるものの、目標達成できず

○平成13年

⇒「住宅防火基本方針」の策定。

⇒目標：10年後における住宅火災による死者数を半減。

「住宅防火対策推進に係る基本方針」(平成3年)に基づく取組

- ・防火意識の高揚
- ・住宅防火診断の実施
- ・住宅用火災警報器等の開発、普及促進
- ・住宅防火対策に係る調査研究の推進
- ・推進体制の整備 等

より具体的な内容に

「住宅防火基本方針」(平成13年)に基づく取組

- ・関係機関等の横断的連携の推進
- ・住宅用火災警報器等の設置促進
- ・住宅用消火器等の設置促進
- ・防災品の使用促進
- ・住宅防火安心マークの普及
- ・研究機関と連携した新規開発の促進
- ・地域密着型の防火への取組の展開促進
- ・インターネット等の活用による住宅防火情報の収集・提供の推進 等

高齢化のさらなる進展等に伴う住宅火災による死者数の急増

規制の導入へ

○平成16年

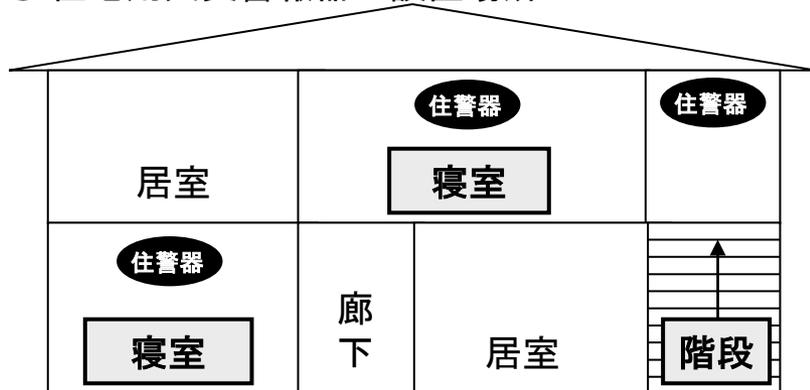
⇒消防法改正により、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置義務付け。

住宅用火災警報器の設置義務化

平成16年の消防法改正による住宅用火災警報器の設置義務化

- 新築住宅については、平成18年6月1日より適用（建築確認手続きにおいてチェックする体制）
- 既存住宅については、各市町村条例で定める日（平成19年から平成23年までの間で施行予定）より適用

○ 住宅用火災警報器の設置場所



○ 住宅用火災警報器（感知・警報部が一体の機器）



※ 寝室と階段室は政令で義務付け。

※ その他の居室も地域によっては条例で義務付け対象となる場合がある。

<平成22年6月時点での普及率>

	総世帯数 A	うち推計 普及世帯数 B	推計普及率 B/A
義務化済み	2,479万世帯	1,696万世帯	68.4%
H23.6義務化	2,427万世帯	1,170万世帯	48.2%
全国	4,906万世帯	2,865万世帯	58.4%

全ての住宅への住警器の設置に向け、各消防機関においては、様々な主体と連携した総合的な取組みを進めている。

製品安全対策【ストーブ、こんろ】

住宅火災による発火源別死者数の2位及び3位を占める「ストーブ」と「こんろ」については、近年の関係法令の改正により、一定の安全措置の義務付けがなされることとなった。

＜ストーブの安全規制＞

平成20年3月の消費生活用製品安全法施行令等の改正により、石油ストーブについて、「転倒消火機能」や「過熱防止装置」等の義務付け。

平成21年4月施行
(平成23年3月までの2年間の経過措置)

「石油ストーブ」に該当する製品



石油ストーブ



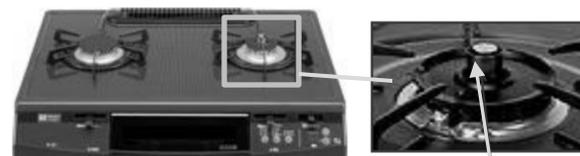
石油ファンヒーター

＜こんろの安全規制＞

平成20年8月のガス事業法施行令等の改正により、ガスこんろについて、バーナー全口への「調理油過熱防止装置」や「立ち消え安全装置」等の義務付け。

平成20年10月施行
(平成21年9月までの1年間の経過措置)

ガスこんろに係る安全措置



調理油過熱防止装置

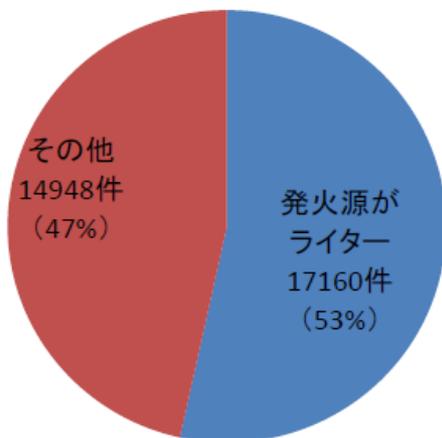


立ち消え
安全装置

製品安全対策【ライター】

住宅火災による発火源別死者数の5位を占める「ライター」については、火遊びを原因とした火災死者数の状況等を踏まえ、消費生活用製品安全法での安全規制が導入される予定。

火遊びによる火災のうち発火源がライターであるものの占める割合(H11~20全国(全年齢))



火遊びによる火災のうち発火源がライターの火災の死傷者発生率(H16~20政令指定都市(12歳以下))

行為者年齢	件数 [件]	死者数 [人]	負傷者数 [人]	死傷者の発生率[注1]
5歳未満	107	1	73	69.2
5歳以上12歳以下	419	7	72	18.9
合計	526	8	145	29.1

※全年齢での総件数は1319件

＜ライターの安全規制＞

消費生活用製品安全法施行令の改正により、使い捨てライター等が同法の特定製品及び特別特定製品に指定。(平成22年12月27日施行予定(9月間の経過措置))

今後、子供が簡単に操作できない「幼児対策(チャイルドレジスタンス機能)」等が義務付けられる予定。

海外における「低延焼性たばこ」の導入

＜低延焼性たばこの概要＞

「低延焼性たばこ」とは？

巻紙に酸素供給抑制により燃焼の速度を抑えるための帯を数か所組み込み、火がついたまま放置された場合に、自己消火するように改良されたたばこ



＜低延焼性たばこのイメージ＞

「低延焼性たばこ」の性状

たばこは継続して燻焼燃焼すると、燃焼部で発生する熱により二次着火物(ソファ、クッション等)を燻焼燃焼もしくは有炎燃焼へと発展させる危険性を有するため、低延焼性たばこは通常のたばこと比べ、二次着火物を着火させる確率を減らす可能性を有している。

※欧米諸国においては、'Fire-Safe Cigarettes (FSC)' や 'Reduced Ignition Propensity Cigarettes (RIP)' などと呼ばれている。

＜低延焼性たばこの導入状況＞

1929年

米国標準局(現:米国標準技術研究所(NIST))が自己消火能力を持つたばこの技術開発に着手。

↓ 長き時を経て、規制の導入へ

2004年(6月)

米国NY州において、販売規制*1が施行。(世界初)

*1「低延焼性たばこ」でなければ州内で販売できない、との規制。

2005年(10月)

カナダにて、製造・輸入規制*2が施行。(国レベルとしては世界初)

*2「低延焼性たばこ」でなければ国内で製造又は輸入できない、との規制。

↓ 各地に規制導入等の動きが広がる

2007年(11月)

EU(欧州連合)にて、EU圏内における規制の導入方針を発表。

2010年

- ・オーストラリアにて、製造・輸入規制が施行。(3月)
- ・フィンランドにて、販売規制が施行。(4月)
- ・ISO(国際標準化機構)にて、試験方法に係る国際規格ISO12863が発行。(9月)

2011年(7月)

米国のすべての州において、販売規制が施行。

※上記は、消防庁が、各国政府機関等のウェブサイトや政府関係者への聴取等により把握した内容。(次頁も同じ。)

「低延焼性たばこ」に係る各国の状況

(平成22年4月1日現在)

EU
2007年11月に販売規制の方針を発表。(全27加盟国が賛成。)2008年7月にCENに必要な性能及び試験方法に係る規格策定を指示。2011年には策定される見込み。(出典:EUbusiness.com、CEN)

UK
CEN規格策定の動向待ち。(出典:EPHA)

Finland
2010年4月に販売規制が施行。(出典:EPHA)

韓国
京畿道消防がKT&Gを対象に損害賠償請求。一部企業では自主的に国内向けのRIPを販売。国レベルの規制について与党議員の立法の動きもある等、議論が活発。(日韓消防行政セミナー(2010年2月)にて聴取。)

Canada
世界に先駆けて、国レベルの製造・輸入規制を2005年10月に施行。(出典:NFPA)

South Africa
実現化への動きあり。(出典:BATNZ)

Australia
2010年3月に製造・輸入規制が施行。(出典:NSW政府)

New Zealand
たばこの消火性能に係る規格を策定。(出典:Standards NZ)

USA
NY州で2004年6月に販売規制が施行され、2010年4月時点では43州とワシントンD.C.で施行。残る7州は、遅くとも2011年7月までに施行予定。(出典:NFPA)



■ 施行済 ■ 未施行

ISO (国際標準化機構)
ISO TC92とTC125で、たばこによる布張りの家具(ソファやマットレスなど)の二次着火との関係を見出す試験方法の国際規格ISO 12863を審議。2010年4月12日を期限にDIS(国際規格案)投票。(→その後、9月に発行。)